

令和7年度 第2回

市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校 通学区域審議会

令和7年10月27日（月）午前10時～
市川市役所 第2庁舎 4階 大会議室

次 第

1 教育委員会挨拶

2 審議会会長挨拶

3 報告事項

（1） 令和7年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等について（中間報告）

（2） 令和8年度 新入生に向けて児童生徒数増加傾向の学校の状況と指定学校変更の制限について（報告）

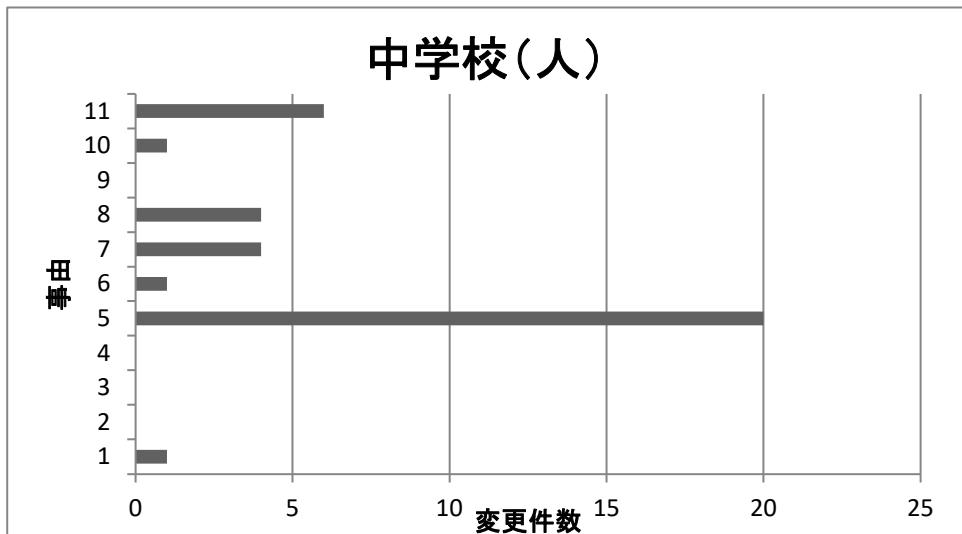
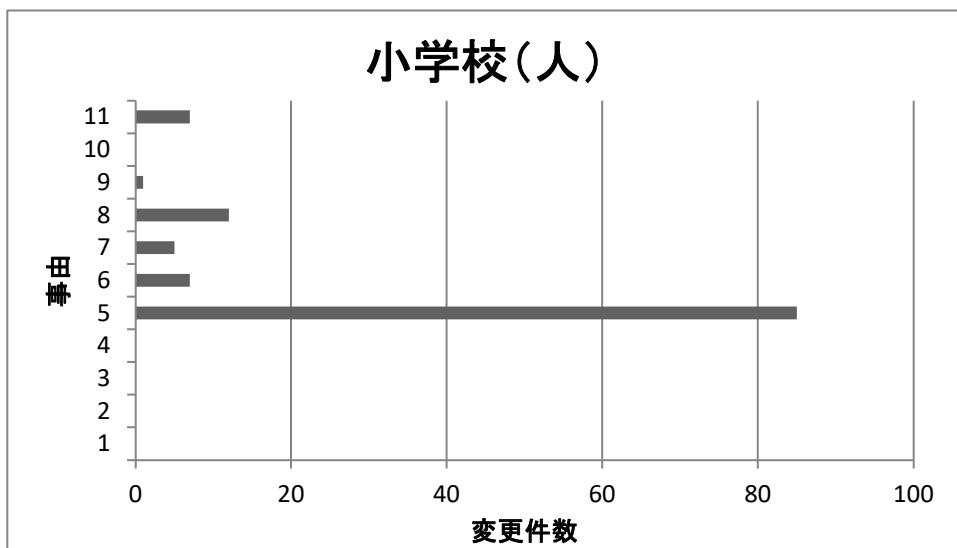
4 その他

令和7年度 在学年児童生徒 指定学校変更申請理由表 R7.10.1現在

事由	小学校(人)	割合(%)	中学校(人)	割合(%)
1. 心身の疾病	0	0	1	3
2. 通学経路	0	0	0	0
3. 兩親の就労	0	0	0	0
4. 学区変更	0	0	0	0
5. 従前の学校	85	72.6	20	54.1
6. 事前転入	7	6.0	1	2.7
7. 友人関係	5	4.3	4	10.8
8. 距離が近い	12	10.3	4	10.8
9. 兄弟姉妹	1	0.9	0	0
10. 義務教育学校希望	0	0	1	3
11. その他	7	6.0	6	16.2
合計	117	100.0	37	100.0

(参考)

	小学校(人)	割合(%)	中学校(人)	割合(%)
市内全体	21,824	0.5	9,265	0.4

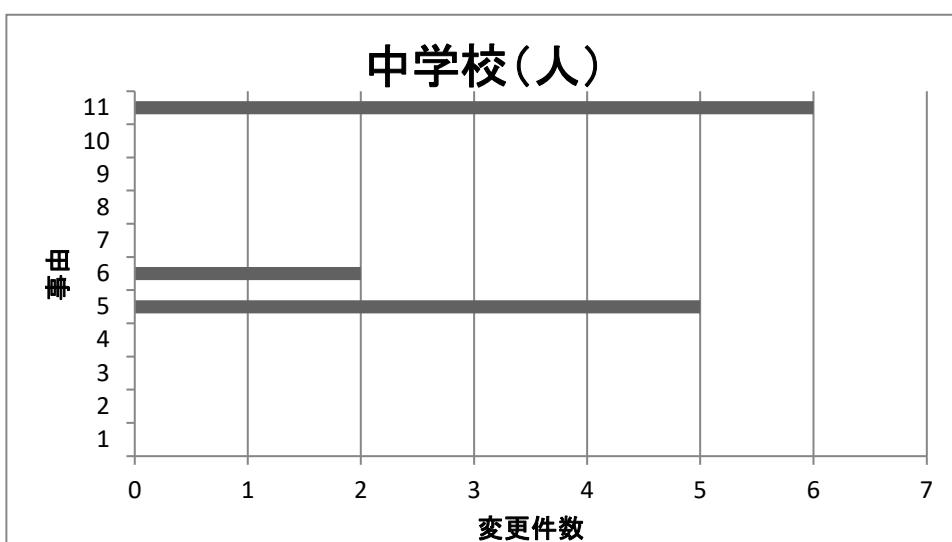
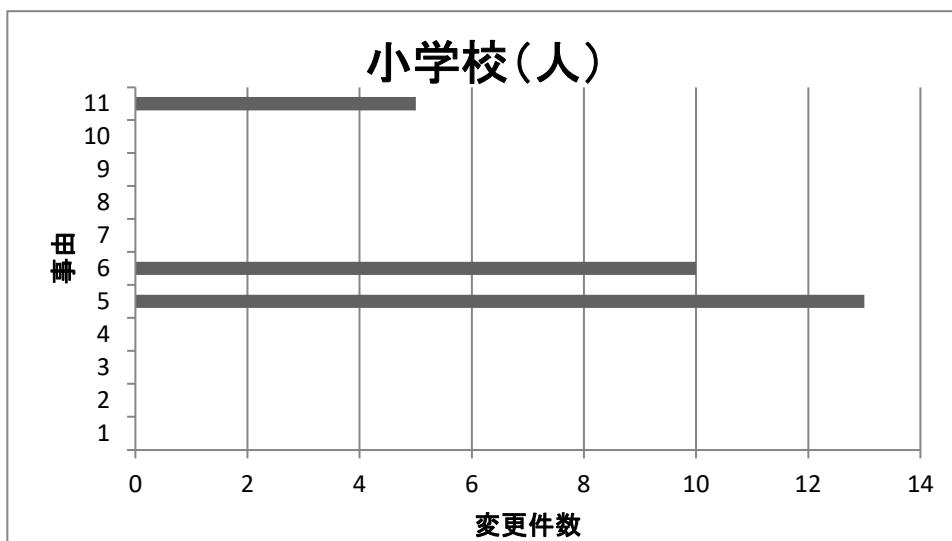


令和7年度 在学年児童生徒 区域外就学申請理由表 R7.10.1現在

	小学校(人)	割合(%)	中学校(人)	割合(%)
1. 心身の疾病	0	0	0	0
2. 通学経路	0	0	0	0
3. 両親の就労	0	0	0	0
4. 学区変更	0	0	0	0
5. 従前の学校	13	48.1	5	38.5
6. 事前転入	10	37.0	2	15
7. 友人関係	0	0	0	0
8. 距離が近い	0	0	0	0
9. 兄弟姉妹	0	0	0	0
10. 義務教育学校希望	0	0	0	0
11. その他	4	14.8	6	46.2
合計	27	100.0	13	100.0

(参考)

	小学校(人)	割合(%)	中学校(人)	割合(%)
市内全体	21,824	0.1	9,265	0.1



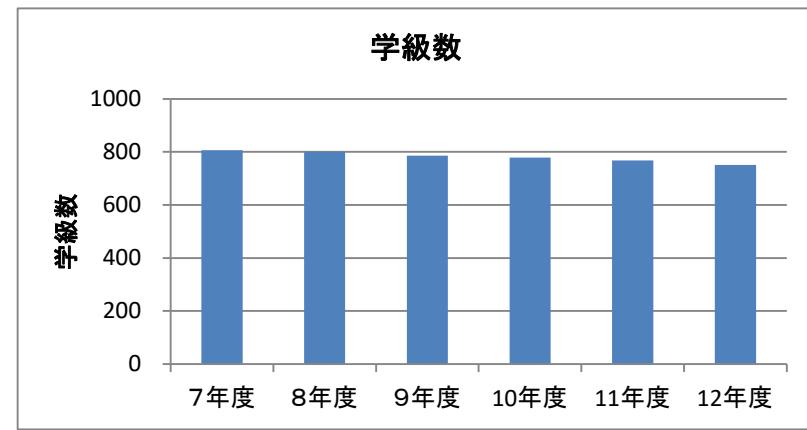
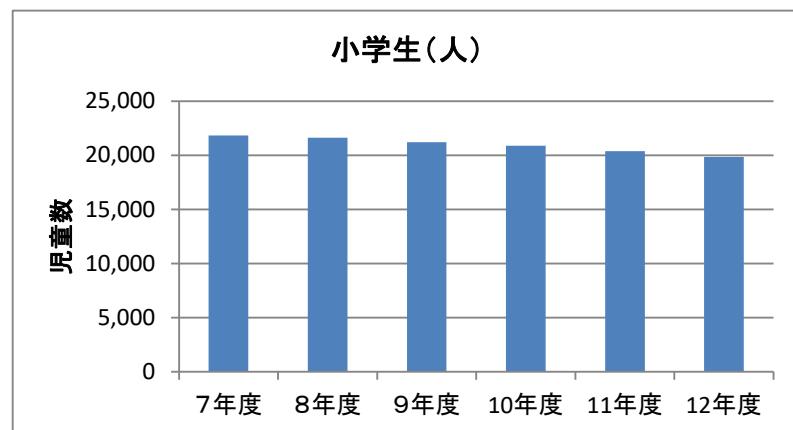
令和7年度の市内在住の年齢別人口を基にした児童生徒数と学級数の推計

令和7年5月1日現在

※以下、7年度を100%の基準とした場合の、各年度の増減率を掲載しております。

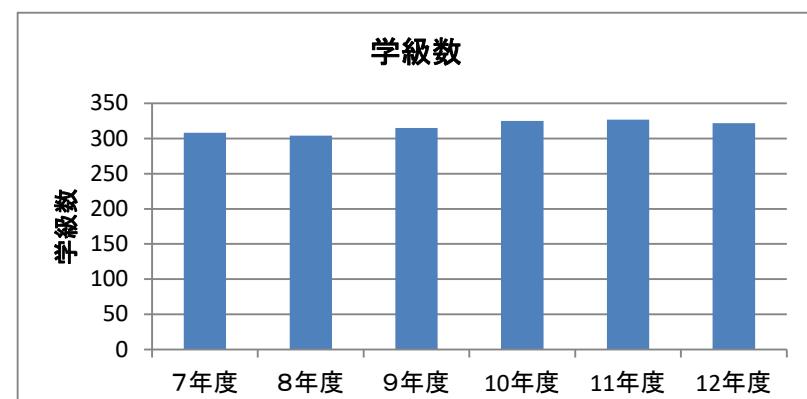
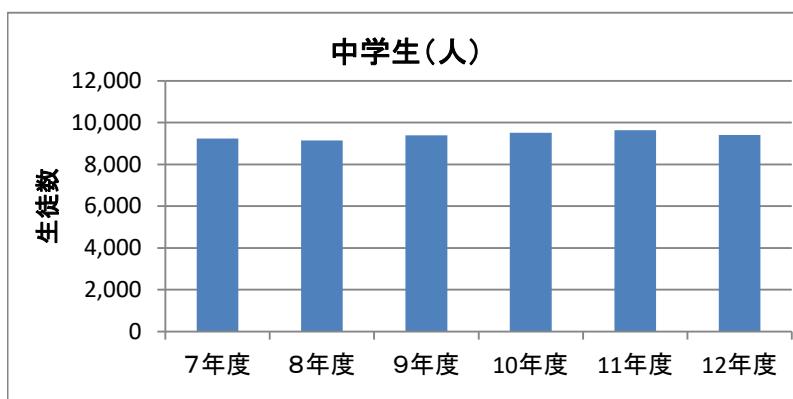
年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
小学生(人)	21,815	21,627	21,209	20,869	20,390	19,855
増減率(%)	100.0%	99.1%	97.2%	95.7%	93.5%	91.0%

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
学級数	806	801	786	779	768	751
増減率(%)	100.0%	99.4%	97.5%	96.7%	95.3%	93.2%



年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
中学生(人)	9,230	9,141	9,396	9,515	9,641	9,400
増減率(%)	100.0%	99.0%	101.8%	103.1%	104.5%	101.8%

年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
学級数	308	304	315	325	327	322
増減率(%)	100.0%	98.7%	102.3%	105.5%	106.2%	104.5%

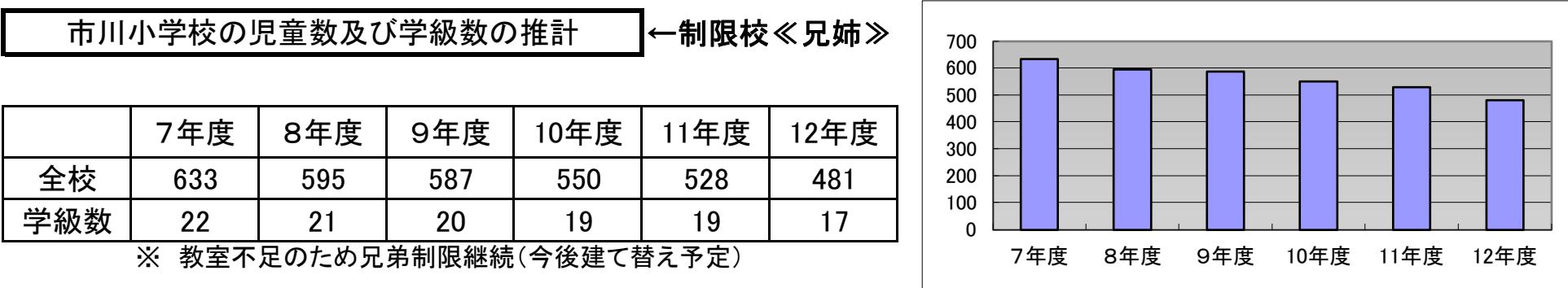
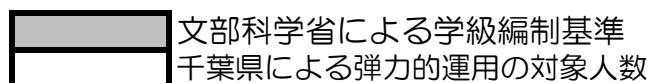


児童生徒増減数の学校の状況と指定学校変更の制限の予定(令和7年5月1日現在)

学級編制の基準となる人数

年度	小学校						中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
7年度	35	35	35	35	35	35	35	38	38
8年度	35	35	35	35	35	35	35	38	38
9年度	35	35	35	35	35	35	35	35	38
10年度	35	35	35	35	35	35	35	35	35
11年度	35	35	35	35	35	35	35	35	35
12年度	35	35	35	35	35	35	35	35	35

※上記表のうち、8年度以降の中学校については令和7年10月時点での予定。



八幡小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	675	670	652	652	643	624
学級数	23	23	23	23	22	21

※ 学区内人口増加と教室不足のため制限継続

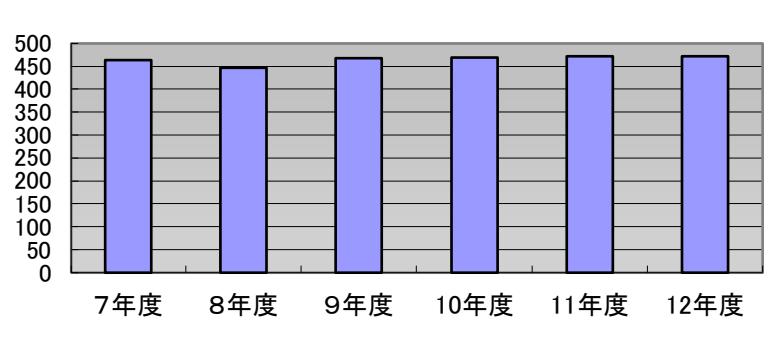


宮田小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	463	446	468	469	472	471
学級数	17	17	18	18	18	18

※ 学区内人口増加と教室不足のため制限後続(今後建て替え予定)

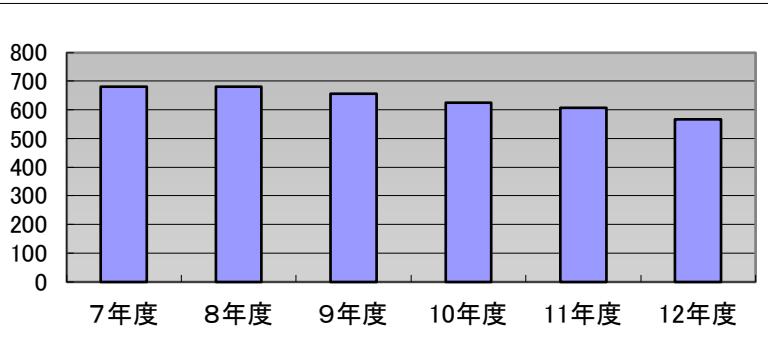


富貴島小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	682	681	656	626	607	567
学級数	24	24	23	22	21	19

※ 教室不足のため制限継続

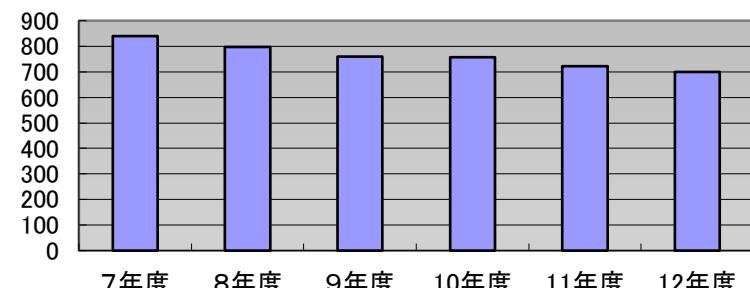


鬼高小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校《兄姉》

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	839	798	759	756	721	699
学級数	26	25	23	25	24	24

※ 教室不足のため兄姉制限継続

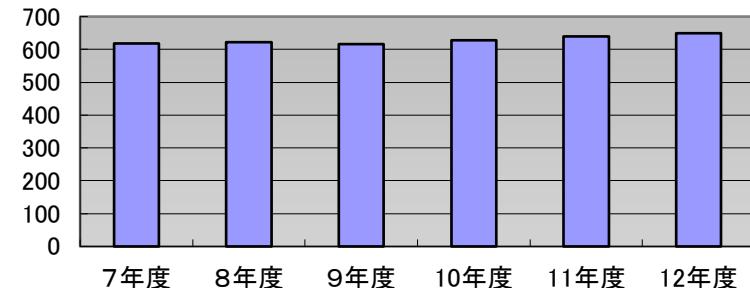


菅野小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	618	623	617	628	640	650
学級数	20	20	20	20	21	22

※ 教室不足のため令和8年度より制限開始



信篠小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校《兄姉》

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	819	828	811	775	752	693
学級数	27	27	26	25	25	23

※ 学区内人口増加と教室不足のため兄姉制限継続

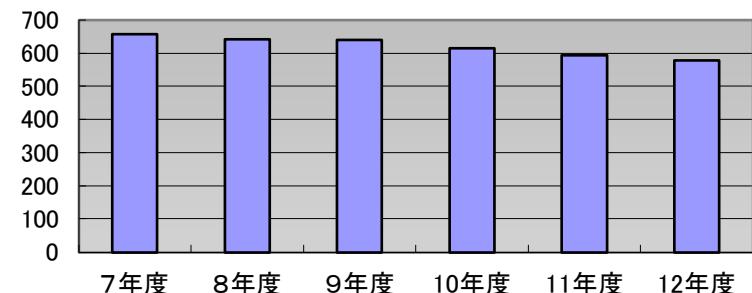


新浜小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校《兄姉》

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	657	642	640	615	593	578
学級数	23	23	23	22	22	21

※ 学区内人口増加と教室不足のため兄弟制限継続



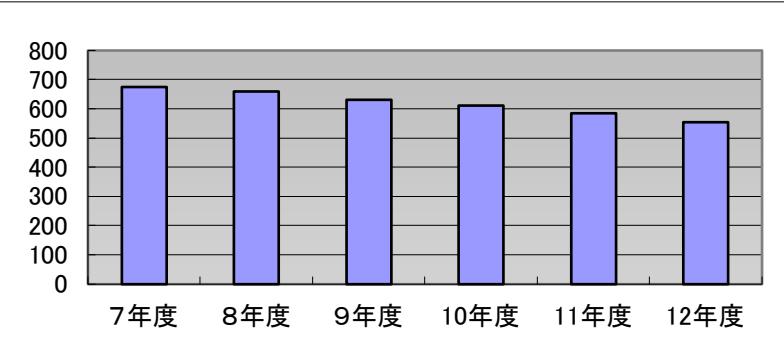
大和田小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校《兄姉》

《距離》

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	674	659	630	612	585	555
学級数	22	22	21	20	19	18

※ 教室不足のため兄弟制限と距離制限継続

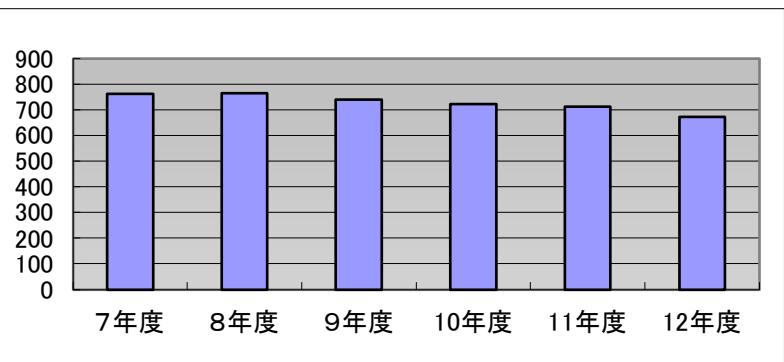


妙典小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	762	764	739	721	713	673
学級数	25	25	24	24	24	23

※ 教室不足のため制限継続

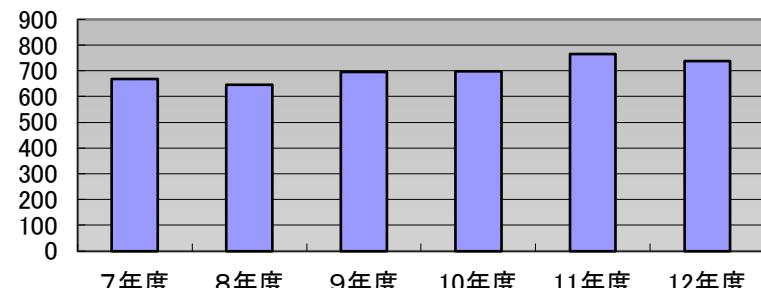


第二中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	668	647	695	697	766	737
学級数	19	19	21	21	23	22

※ 学区内人口増加傾向と教室不足により制限継続

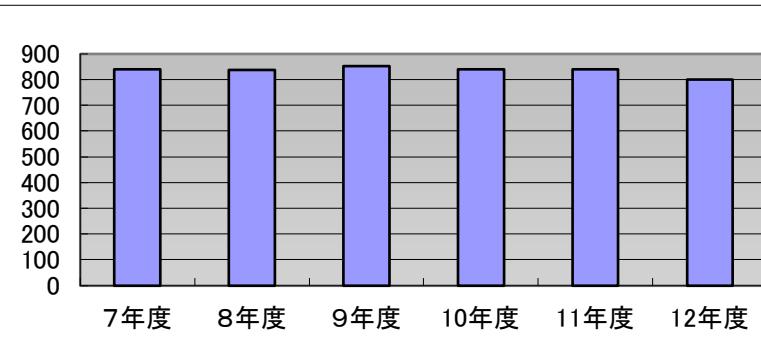


第三中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	841	837	852	841	840	800
学級数	24	24	25	25	25	24

※ 学区内人口増加と教室不足により制限継続

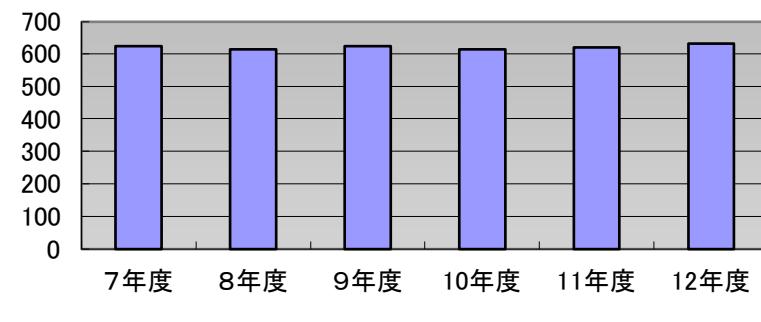


第四中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	624	614	624	613	620	631
学級数	18	18	18	18	18	19

※ 教室不足により制限継続

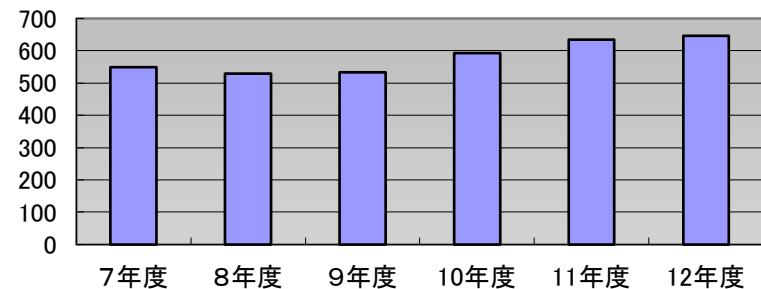


第六中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	549	529	533	593	635	646
学級数	17	16	17	19	20	20

※ 学区内人口増加と教室不足により制限継続

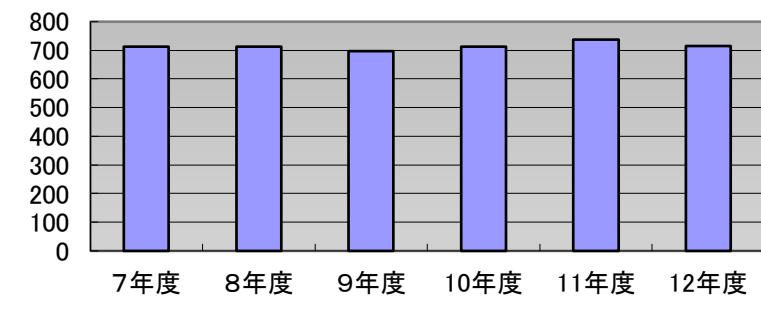


福栄中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	713	713	697	713	738	716
学級数	21	21	21	22	23	22

※ 学区内人口増加と教室不足により制限継続

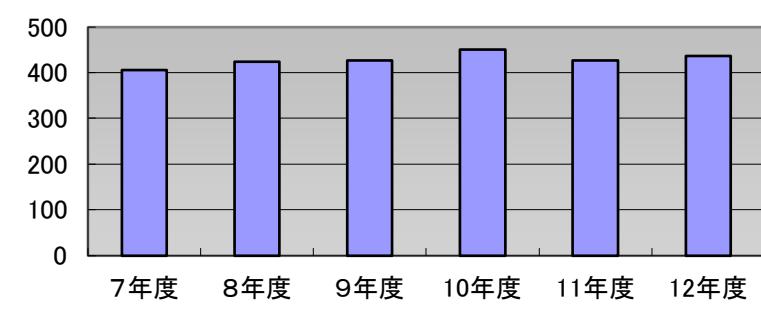


大洲中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	405	424	426	450	427	436
学級数	12	13	13	14	13	14

※ 学区内人口増加と教室不足により令和8年度より制限開始

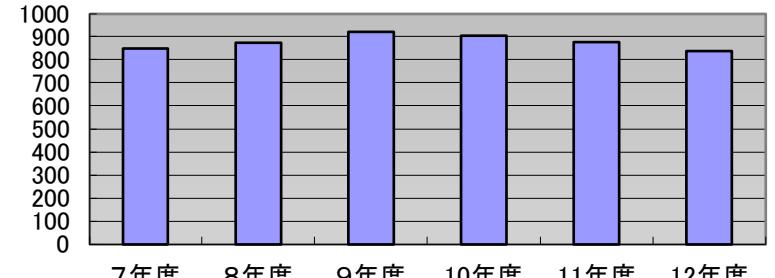


妙典中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	847	872	921	903	877	836
学級数	24	24	26	27	26	25

※ 学区内人口増加と教室不足により制限継続

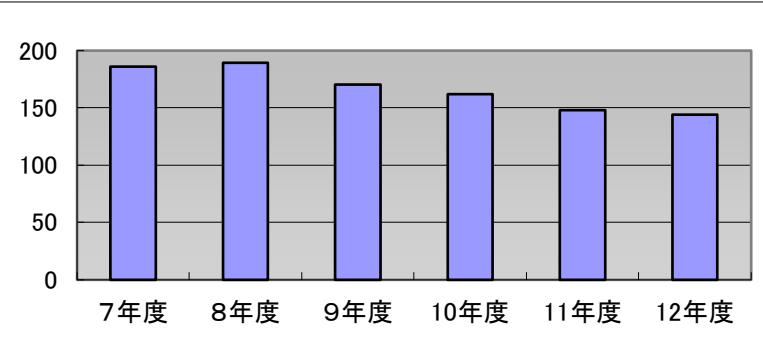


塩浜学園(前期)の児童数及び学級数の推計

←制限校

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	186	189	170	162	148	144
学級数	8	8	7	7	6	6

※ 教室不足により制限継続

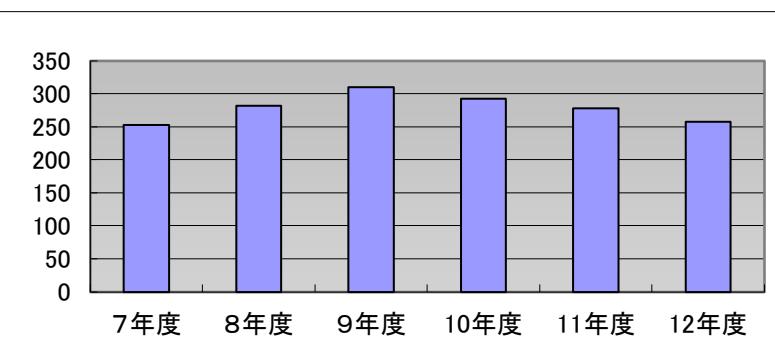


塩浜学園(後期)の生徒数及び学級数の推計

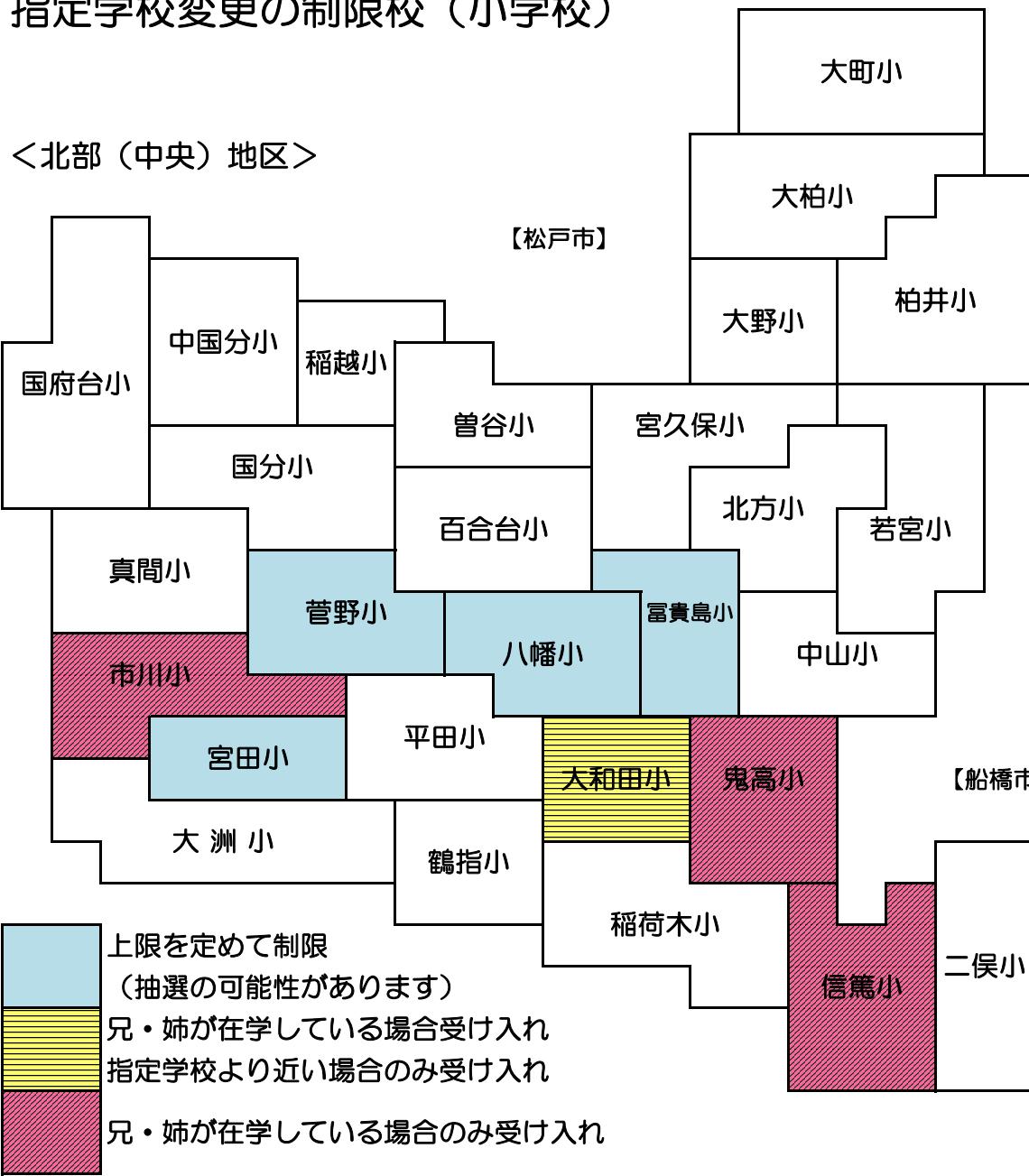
←制限校

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全校	253	282	310	292	278	257
学級数	10	9	10	10	9	9

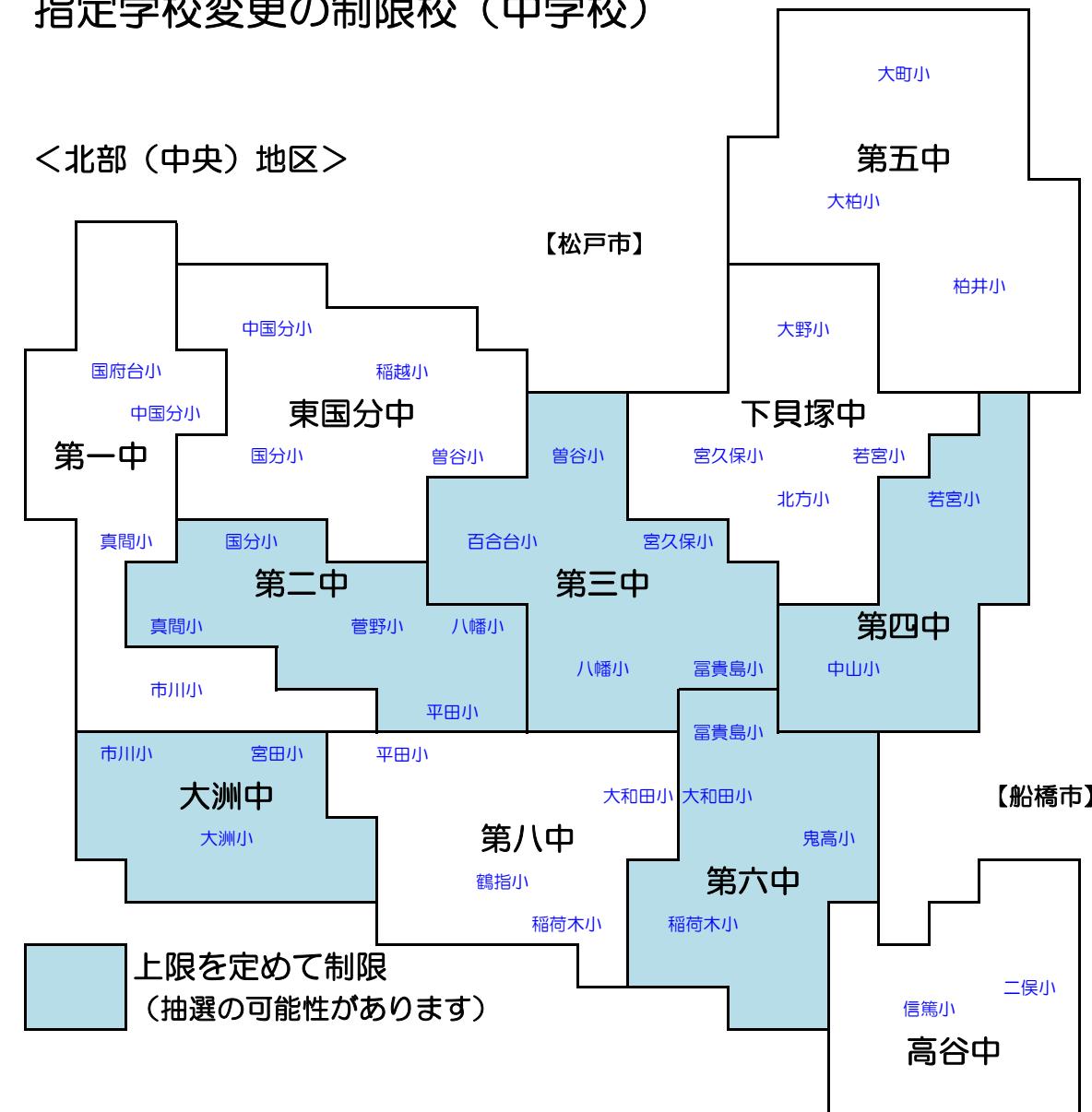
※ 学区内人口増加と教室不足により制限継続



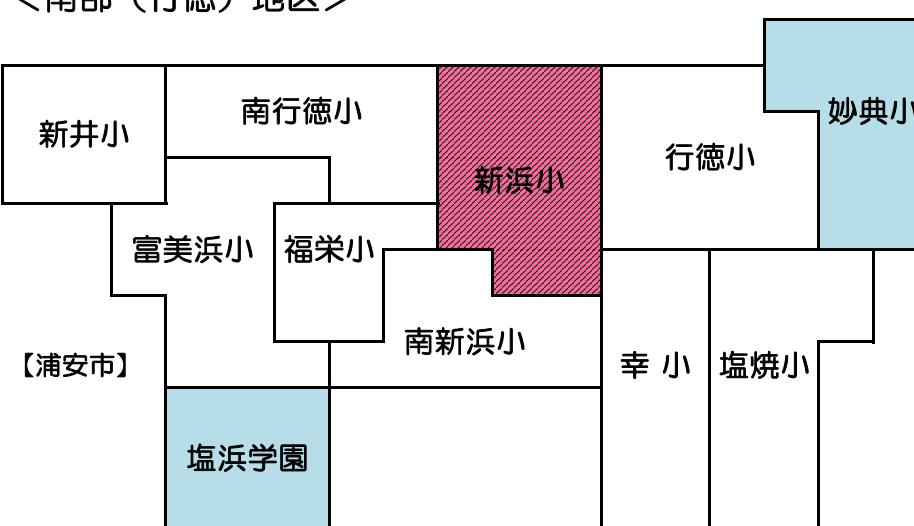
令和8年度 新入学
指定学校変更の制限校（小学校）



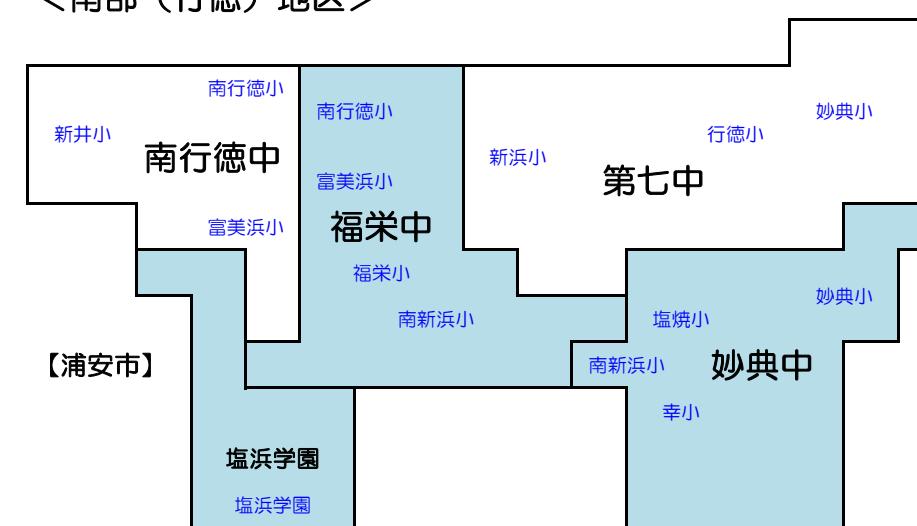
令和8年度 新入学
指定学校変更の制限校（中学校）



<南部（行徳）地区>



<南部（行徳）地区>



保護者の皆様へ

- 市川市の公立学校では、居住する住所により通学する学校が指定されております。入学通知書に記載されている「指定学校名」をご確認ください。入学までに市内で転居をした場合は、転居先の指定学校に入学していただくこととなります。
- 私立又は国立等の小・中学校に入学が決定した場合は、入学する学校が発行する「承諾書」又は「入学許可書」(コピー可)と本通知書を速やかに義務教育課までお届けください(郵送可)。海外現地校、インターナショナルスクール等に通学する場合も、必ず義務教育課へ通学先をご連絡ください。
- 指定された学校に通学することが原則ですが、やむを得ない理由**等があり、通学する学校の変更を希望する場合は、本通知書を持参のうえ、以下の受付期間内に必ず指定学校変更の申請を行ってください。指定学校変更の申請は、変更の理由が変更許可基準(市公式ウェブサイト参照。小学校は令和8年度以降の許可基準を参照。)に当てはまっている必要があります。

(1)受付期間

平 日 11月4日(火)～11月14日(金) 午前9時～午後5時
申請場所 市川市教育委員会 義務教育課 市川市役所第2庁舎4階
土曜日 午前10時～午後3時 ※時刻にご注意ください。
11月 8日(土) 【南行徳市民談話室 3階 集会室5】
11月15日(土) 【教育委員会 市川市役所第2庁舎4階 会議室】
※8日(土)は南行徳市民談話室のみの受付(市川市役所第2庁舎は閉庁)
※市川市役所第1庁舎や行徳支所の市民課窓口等では申請を受け付けていません。
※指定学校変更手続きの一部を、郵送で受け付けいたします。
詳しくは裏面をご覧ください。

(2)令和8年度新入学 指定学校変更制限校について

- | |
|------------------------------|
| ①上限を設定し、超えた場合は抽選を行う学校 |
| ・八幡小学校 ・宮田小学校 ・富貴島小学校 ・菅野小学校 |
| ・妙典小学校 |
| ・第二中学校 ・第三中学校 ・第四中学校 ・第六中学校 |
| ・福栄中学校 ・大洲中学校 ・妙典中学校 |
| ・塩浜学園(前期・後期) |
- ※小学校5校、中学校7校、義務教育学校1校
- | |
|----------------------------------|
| ②入学時に兄・姉が在籍している場合のみ指定学校の変更が可能な学校 |
| ・市川小学校 ・鬼高小学校 ・信篤小学校 ・新浜小学校 |
- ※小学校4校
- | |
|--|
| ③④入学時に兄・姉が在籍している場合 又は ①指定学校より近い場合(学校と自宅との直線距離で比較)のみ指定学校の変更が可能な学校(④は若干名の予定で希望者が上限を超えた場合は抽選) |
| ・大和田小学校 ※小学校1校 ※測定は教育委員会で行います。 |

裏面も必ずご確認ください。

表① 案内

入 学 通 知 書

下記により指定された学校へ入学されるよう通知します。

No.

児童生徒氏名：

生 年 月 日：

指 定 学 校 名：

入 学 式 日 時：

※入学式当日は、筆記用具と上履きをご持参のうえ、
学校が通知した時間までに受付を済ませてください。

表② 入学先

◎郵送での申請受付について

次の理由での申請に限り、郵送での申請を受け付けます。これら以外の理由での申請は、窓口申請となります。

- ・希望する学校が指定された学校より近いため（隣接する学区の学校への通学を希望する場合に限る）
- ・義務教育学校等への通学を希望するため

◎郵送申請を希望される場合は、以下の URL で手順をご確認ください。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/edu06/1111000083.html>

スマートフォン等からアクセスする場合は、こちらをお使いください。（環境によっては読み取れない場合があります。）



（注意点）

- ・郵送で申請された方でも、希望する学校が「指定学校変更制限校」に該当する場合、指定学校の変更が許可されないことがあります。
- ・居住実態の伴わない住民票の異動や入学後に元の住所に戻した場合は無効とし、居住地のある学区の学校に転校していただくことや、調査後、指定学校の変更を承認しないなどの対応をとることがありますのでご注意ください。

4. 指定学校を変更した場合など、入学説明会の日程が分からぬ場合は、直接学校へお問い合わせください。

5. 世帯主（宛名）と保護者が異なる場合（例：世帯主は祖父で保護者は父などの場合）は、義務教育課までご連絡ください。

※その他入学に関する詳細は市公式ウェブサイトをご覧ください。

【令和8年4月から放課後保育クラブを利用希望の方へ】

保育クラブの入所申請期間は、令和7年11月4日（火）～12月7日（日）です。右の QR コードよりオンライン申請を行ってください。

（学校地域連携推進課：047-383-9419）



➡ この部分から矢印方向にゆっくりていねいにはがしてください。

裏① 案内

指定学校変更許可基準（小学生用・令和5年度～令和7年度）

事由	期間	添付書類等
1 心身の障害または疾病によるため ＊通常は1年	事由解消まで ＊通常は1年	医師の診断書等
2 事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため ＊隣接する通学区域または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学に限る <u>(注)</u>	卒業まで	適宜
3 兩親の就労等により、児童の監護・養育に欠けるため <u>(注)</u>	3年以内 ただし、協議のうえ再申請も可	就労証明書 預かり書
4 学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5 転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学 <u>(注)</u> ②上記①以外の場合	①卒業まで ②学期末または年度末まで	適宜
6 住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、売買契約書、仮住まいを證明するもの等
7 友人関係等の特別な理由によるため ・人間関係に特別な配慮を要する場合等 (仲の良い友達と一緒に行きたいという理由は除く) ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学に限る ＊教育委員会にて協議を行う場合がある。 <u>(注)</u>	卒業まで	適宜
8 希望する学校が指定された学校より近いため ＊希望校の教室数に余裕がある場合に限る	卒業まで	適宜
9 兄弟姉妹一緒に学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
10 義務教育学校等への就学を希望するため	卒業まで	適宜
11 その他	事由解消まで	適宜

(注) 大和田小学校を希望する場合は、指定された学校より近い場合（学校と自宅との直線距離で比較）、のみ
指定学校変更を受け付けます。※測定は教育委員会で行います。

- 上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
- 原則として、隣接する通学区域内に限ります。（やむを得ない場合を除く）
- 児童本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
- 上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
- この基準は令和5年4月1日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。
＊令和8年度より、「7. 友人関係等の特別な理由によるため」は削除いたします。（小学生用）

指定学校変更許可基準（小学生用・令和8年度より）

事由	期間	添付書類等
1 心身の障害または疾病によるため ＊隣接する通学区域または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学に限る <u>(注)</u>	事由解消まで ＊通常は1年	医師の診断書等
2 事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため ＊隣接する通学区域または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学に限る <u>(注)</u>	卒業まで	適宜
3 兩親の就労等により、児童の監護・養育に欠けるため <u>(注)</u>	3年以内 ただし、協議のうえ再申請も可	就労証明書 預かり書
4 学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5 転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域または事務室窓口から直線で1キロメートル以内からの通学 ②上記①以外の場合 <u>(注)</u>	①卒業まで ②学期末または年度末まで	適宜
6 住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、売買契約書、仮住まいを證明するもの等
7 希望する学校が指定された学校より近いため ＊希望校の教室数に余裕がある場合に限る	卒業まで	適宜
8 弟兄姉妹一緒に学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
9 義務教育学校等への就学を希望するため	卒業まで	適宜
10 その他	事由解消まで	適宜

(注) 大和田小学校を希望する場合は、指定された学校より近い場合（学校と自宅との直線距離で比較）、のみ
指定学校変更を受け付けます。※測定は教育委員会で行います。

○市川南二丁目8番については、原則として大洲小学校を学区とする。（但し、1・3・5・6・8は除く）

- 上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
- 原則として、隣接する通学区域内に限ります。（やむを得ない場合を除く）
- 児童本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
- 上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
- この基準は令和8年4月1日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。

指定学校変更許可基準（中学生用・令和5年度より）

事由	期間	添付書類等
1 心身の障害または疾病によるため ＊通常は1年	事由解消まで ＊通常は1年	医師の診断書等
2 事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため	卒業まで	適宜
3 学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
4 転居等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5 住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、 または新築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明 するもの等
6 友人関係等の特別な理由によるため ・人間関係に特別な配慮を要する場合等 (仲の良い友達と一緒に行きたいという理由は除く) ＊教育委員会にて協議を行う場合がある	卒業まで	適宜
7 希望する学校が指定された学校より近いため ＊希望校の教室数に余裕がある場合に限る	卒業まで	適宜
8 兄弟姉妹一緒に学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
9 義務教育学校等への就学を希望するため	卒業まで	適宜
10 その他	事由解消まで	適宜

○市川南二丁目8番については、原則として大洲中学校を学区とする。(但し、1・4・5・8は除く)

- 上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
- 事由4、5を除き、原則として、隣接する通学区域内に限ります。(やむを得ない場合を除く)
- 生徒本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
- 上記添付書類等の他、客観的判断のために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
- この基準は令和5年4月1日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。